

## 愛知県大規模小売店舗立地法事務処理要領

### (目的)

第1 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）の運用については、法、大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号。以下「施行令」という。）、大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「施行規則」という。）及び愛知県大規模小売店舗立地法運用要綱（以下「運用要綱」という。）において必要な手続きを定めており、この手続きに伴う事務処理についてこの要領で定めるものとする。

### (大規模小売店舗立地法庁内連絡会議)

第2 愛知県大規模小売店舗立地法運用要綱の第2の規定による庁内連絡会議の構成課は次に掲げる知事部局及び警察本部の課とする。

- (1) 防災安全局県民安全課
- (2) 環境局水大気環境課及び資源循環推進課
- (3) 建設局道路維持課及び道路建設課
- (4) 都市整備局都市計画課、都市整備課及び公園緑地課
- (5) 建築局住宅計画課及び建築指導課
- (6) 警察本部の生活安全部生活安全総務課、地域部地域総務課及び交通部交通規制課

2 庁内連絡会議は、必要に応じて開催することとし、その開催ごとに商業流通課から庁内連絡会議の構成課に通知するものとする。

3 庁内連絡会議においては、商業流通課は次に掲げる資料を配布し、法の手続きの各段階における案件の状況について説明するものとする。構成課はその説明を受け、各課がそれぞれ分掌する行政事務の観点から法の手続きにおいて調整が必要な事項及び県の意見又は勧告に考慮すべき事項等があればその旨申し出ることとし、特に審議会の審査において詳細な資料の提出又は説明を要すると見込まれる案件があればその対応について協議することとする。

- (1) 審議会に諮問する新設届出及び変更届出の届出状況
- (2) 大規模小売店舗立地法届出に対する意見等の状況
- (3) 事業者等による地域貢献活動の推進に関する条例の運用状況
- (4) 近日中に届出が見込まれる案件等その他の情報

### (軽微な変更)

第3 運用要綱第9(1)の規定による軽微な変更としての取扱いについては、様式第1を用いて行うものとする。

2 運用要綱第9(2)の規定による県と市町村の協議は、届出書（副本）の送付時に様式第2及び第3を用いて行うものとし、県はその協議結果を踏まえ軽微な変更として認めるかどうかを判断し、様式第4により届出者及び市町村に対し通知するものとする。

### (説明会の開催)

第4 運用要綱第10第1項の規定により説明会の開催回数を別途定める場合、届出があつてから1週間以内に、市町村はその旨県に対し申し出るものとし、県と市町村とが協

議し開催回数を定めるものとする。

- 2 運用要綱第10第6項の規定による説明会実施状況報告書は、様式第5を用いて行うものとする。
- 3 運用要綱第10第7項の規定により、設置者が説明会を敷地内の掲示に替えることについての申請は様式第6を用いて行うものとする。
- 4 運用要綱第10第7項の規定による説明会を敷地内の掲示に替えることについての県と市町村の協議は、届出書（副本）の送付時に様式第7及び第8を用いて行うものとし、県はその協議結果を踏まえ敷地内の掲示を認めるかどうかを判断し、様式第9により届出者及び市町村に対し通知するものとする。
- 5 運用要綱第10第10項の規定による敷地内掲示実施状況報告書は、様式第10を用いて行うものとする。

（大規模小売店舗立地法出店地連絡会議）

第5 運用要綱第11の規定による出店地連絡会議は、県の商業流通課が主催し、審議会の委員及び関係行政機関の職員の出席を要請するものとする。この出席を要請する関係行政機関のうち国、県の地方機関については、次に掲げる機関とし、市町村の内部の関係課については、県の商業流通課と市町村の大規模小売店舗立地法を担当する課（以下「担当課」という。）とあらかじめ協議を行い定めるものとする。

また、庁内連絡会議の構成課及び県民事務所等の職員についても出席を要請することができるものとする。

- (1) 出店地を管轄する警察署
  - (2) 出店地を所管する東三河総局県民環境部環境保全課、新城設楽振興事務所環境保全課、尾張県民事務所廃棄物対策課、海部県民事務所環境保全課、知多県民事務所環境保全課及び西三河県民事務所廃棄物対策課
  - (3) 県が管理する道路に影響がある場合は、その道路を所管する県の建設事務所
  - (4) 国が管理する道路に影響がある場合は、その道路を所管する国道事務所
  - (5) 出店地が町又は村の行政区域内の場合は、県建設事務所の建築担当課
- 2 出店地連絡会議を開催しない場合は、県の商業流通課と市町村の担当課が指針に基づき配慮する事項の妥当性及び出店者が予測する数値の実効性など、審査のために参考となる事項について必要に応じて協議を行うものとする。

（市町村の意見）

第6 運用要綱第12の規定による書面での意見の聴取については、県から様式第11により届出書（副本）の送付とともに照会するものとし、市町村は様式第12により回答するものとする。

（住民等の意見）

第7 運用要綱第13の規定による意見書の様式例は、参考様式第13によるものとする。

（県の意見及び勧告）

第8 運用要綱第15の規定による県の意見は、様式第14を用いて述べるものとする。

- 2 同規定による県の勧告は、様式第15により行うものとする。

(関係行政機関の役割)

- 第9 県の商業流通課は、運用要綱第6の規定による概要書及び図面集を受領したときは、すみやかに庁内連絡会議の構成課及び出店地連絡会議に出席を要請する国及び県の地方機関等にこの概要書又は図面集を送付するものとし、この概要書又は図面集の送付を受けた関係行政機関は、必要があれば計画内容について設置者の説明を聴取するものとする。ただし、変更の届出の場合において変更項目が関係行政機関の所管に該当しない場合は、概要書又は図面集を送付しないものとする。
- 2 市町村の担当課は、運用要綱第6の規定による概要書を受領したときは、設置者に対して周辺地域の生活環境上の問題への対応や計画的な地域づくりを推進するために設置者が果たす役割などを助言するとともに、すみやかに市町村内部の関係課に概要書を配布するものとし、市町村内部での会議を開催するなどの方法により市町村の意見をとりまとめるものとする。
- 3 前項の規定による概要書の配布を受けた市町村の関係課は、必要に応じ計画内容について設置者の説明を聴取するものとし、出店地連絡会議において、各課がそれぞれ分掌する行政事務の観点から問題のある事項等があればその旨説明するものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定により概要書又は図面集を受領したすべての関係行政機関は、必要に応じ説明会に出席しその状況を把握するものとする。
- 5 庁内連絡会議の構成課は、第1項の規定により計画概要を把握し、必要に応じ当該案件の出店地を管轄する地方機関と連絡調整を行い、その結果、届出事項について確認・調整を要する場合及び審議会に資料の提出又は説明を要する場合は、あらかじめ商業流通課にその旨申し出るものとする。
- 6 県の商業流通課は、前項の申出のあった庁内連絡会議の構成課に対して、市町村の意見、住民等の意見、県の意見及び県の勧告の通知のほか、県の意見を踏まえた変更届出及び勧告を踏まえた変更届出など一連の手続きについて通知するなど連絡を密にし、庁内連絡会議の構成課の助言を得て当該届出案件を審査できるように努めるものとする。
- 7 運用要綱第6第4項の規定による概要書及び図面集の開示、運用要綱第10第11項の規定による説明会実施状況報告書及び敷地内掲示実施状況報告書の開示及び運用要綱第14第2項の規定による審議会の会議録の開示は、経済産業局中小企業部商業流通課(名古屋市中区三の丸三丁目1番2号)において閲覧できることとする。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成12年6月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成14年9月11日から施行する。ただし、会議の公開に係る事項については、同年10月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- 5 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 6 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 7 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- 8 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 9 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 10 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

- 1 1 この要領は、平成27年12月1日から施行する。
- 1 2 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 1 3 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 1 4 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 1 5 この要領は、令和3年1月1日から施行する。
- 1 6 この要領は、令和6年7月1日から施行する。

様式第 1

年 月 日

愛知県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあつては  
その代表者の氏名  
住 所

大規模小売店舗立地法第 6 条第 4 項ただし書きの規定に基づく軽微な変更  
について

大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定により届け出た大規模小売店舗の変更について、大規模小売店舗立地法第 6 条第 4 項ただし書きの規定に基づく軽微な変更として取り扱うことについて下記のとおり申請いたします。

記

- 1 届出年月日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 3 変更する事項
- 4 申請理由

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第2

年 月 日

市町村立地法担当課長 殿

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課長

大規模小売店舗立地法第6条第4項ただし書きの規定に基づく軽微な変更  
について（協議）

〇〇〇〇（設置者）から、下記の大規模小売店舗の〇〇〇の変更を内容とする大規模小売店舗立地法第6条第2項の届出を、法第6条第4項ただし書きの規定に基づく「軽微な変更」としたい旨の申請が別添のとおり提出されました。

つきましては、本県大規模小売店舗立地法運用要綱第9の規定に基づき、貴市町村と本県との協議が必要となりますので、このことについて、貴市町村の意見を 年 月 日までに別紙様式により提出してください。

記

- 1 届出年月日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課長 殿

〇〇〇市町村立地法担当課長

大規模小売店舗立地第6条第4項ただし書きの規定に基づく軽微な変更  
について（回答）

- (1 例) 愛知県大規模小売店舗立地法運用要綱第9の規定に基づき貴県から協議のあった、下記の店舗に係るこのことについては、当該届出内容が（〇〇〇）の理由により周辺の生活環境に悪影響を与えるおそれがあるため、軽微な変更と認められません。
- (2 例) 愛知県大規模小売店舗立地法運用要綱第9の規定に基づき貴県から協議のあった、下記の店舗に係るこのことについては、当該届出内容が周辺の生活環境に悪影響を与えるおそれは極めて少ないと認められるため、軽微な変更として取り扱うことについて問題ありません。

記

- 1 届出年月日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第4

第 号  
年 月 日

届出者 様 ①  
市町村長殿 ②

愛知県知事 印

大規模小売店舗立地法第6条第4項ただし書きの規定による軽微な変更について  
(通知)

年 月 日付けで届出のあった下記の大規模小売店舗に係るこのことについては、軽  
微な変更として①認めます。(認めません。)

②認め(認めず)、その旨を届出者に通知しました。

記

大規模小売店舗の名称及び所在地

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第5

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

説明会の実施状況報告書

年 月 日

愛知県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名  
住所

大規模小売店舗立地法第7条第1項の規定による説明会を開催しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 説明会の結果  
別紙のとおり

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 ※印の項は記載しないこと。

(別紙)

第 回説明会実施状況報告書

項 目	内 容
店 舗 名	
所 在 地	
説明会開催にあたっての協議状況	
説明会の周知方法 ※いずれかの方法に○をつけてください	年 月 日 ・ 周辺 kmにチラシ各戸配布 新聞 ( 部) 新聞 ( 部) の朝刊に折り込み ・ 新聞に掲載 ※チラシ又は掲載記事等公告の内容が分かるものを添付すること
開催日時	年 月 日 ( ) 時 ~ 時
開催場所	会場名 : 所在地 :
説明者	
出席者	①設置者等 (氏名、役職名等) ②住民等 (出席総人数)
説明会の概要	※配布資料を添付すること
住民等の意見及び設置者の対応	(意見及び応答内容)
特記事項	

注1 作成にあたっては、開催回ごとに区分すること。

注2 ホームページ等による周知を併せて行った場合は、特記事項に詳細を記載すること。

注3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第6

年 月 日

愛知県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあつては  
その代表者の氏名  
住 所

大規模小売店舗立地法 第 条第 項届出に係る説明会を敷地内掲示に替えること  
について

下記の大規模小売店舗の説明会を、大規模小売店舗立地法施行規則第11条第2項の規定に基づく敷地内の掲示に替えることについて申請いたします。

記

- 1 届出年月日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 3 申請理由

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第7

文 書 番 号  
年 月 日

市町村立地法担当課長 殿

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課長

大規模小売店舗立地法 第 条第 項届出に係る説明会を敷地内掲示に替えることについて（協議）

〇〇〇〇（設置者）から、下記の大規模小売店舗に係る説明会を大規模小売店舗立地法施行規則第11条第2項の規定に基づく敷地内掲示に替えたい旨の要望書が別添のとおり提出されました。

つきましては、本県大規模小売店舗立地法運用要綱第10第7項に基づく、貴市町村と本県との協議が必要となりますので、このことについて、貴市町村の意見を 年 月 日までに別紙様式により提出してください。

記

- 1 届出年月日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課長 殿

〇〇〇市町村立地法担当課長

大規模小売店舗立地法 第 条第 項届出に係る説明会を敷地内掲示に替えることについて（回答）

- (1 例) 愛知県大規模小売店舗立地法運用要綱第10第7項に基づき貴県から協議のあった、下記の店舗に係るこのことについては、当該届出内容が（〇〇〇）の理由により周辺の生活環境に悪影響を与えるおそれがあるため、説明会を敷地内掲示に替えることについては認めません。
  
- (2 例) 愛知県大規模小売店舗立地法運用要綱第10第7項に基づき貴県から協議のあった、下記の店舗に係るこのことについては、当該届出内容が周辺の生活環境に悪影響を与えるおそれは極めて少ないと認められるため、説明会を敷地内掲示に替えることについては問題ありません。

記

- 1 届出年月日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第9

第 号  
年 月 日

届出者 様①  
市町村長殿②

愛知県知事 印

大規模小売店舗立地法施行規則第11条の規定による敷地内の掲示について（通知）

年 月 日付けで届出のあった下記の大規模小売店舗に係る法第7条の規定による説明会については、届出の要旨等を敷地内に掲示することにより行うことを

- ①認めます。（認めません。）
- ②認め（認めず）その旨を届出者に通知しました。

記

大規模小売店舗の名称及び所在地

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第10

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

敷地内掲示の実施状況報告書

年 月 日

愛知県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあつては  
その代表者の氏名  
住 所

大規模小売店舗立地法第7条第1項の規定による説明会を敷地内掲示に替えて行いましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 敷地内掲示の状況  
別紙のとおり

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 ※印の項は記載しないこと。

(別紙)

敷地内掲示実施状況報告書

項 目	内 容
店 舗 名	
所 在 地	
敷地内掲示 にあたって の協議状況	
敷地内掲示の 周知方法 ※いずれかの方 法に○をつけて ください	年 月 日 ・ 周辺 kmにチラシ各戸配布 新聞 ( 部) 新聞 ( 部) の朝刊に折り込み ・ 新聞に掲載 ※チラシ又は掲載記事等公告の内容が分かるものを添付すること
掲示期間	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )
掲示場所 (写真添付)	
掲示の文面	別紙のとおり
インターネットの利用による周知	
周知方法	
周知期間	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )
周知の文面	別紙のとおり
掲示内容に対 して設置者への 住民等からの意 見及び設置者の 対応	(意見及び応答内容)
特記事項	

注1 作成にあたっては、開催回ごとに区分すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 1 1

第 号  
年 月 日

市町村長殿

愛知県経済産業局長 印

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（通知）

大規模小売店舗立地法第 条第 項の規定により、下記の大規模小売店舗について別添写しのとおり届出がありましたので同法第 8 条第 1 項（第 9 条第 1 項）の規定による、貴市町村の意見を 4 箇月以内（○年○月○日まで）に別紙様式により回答してください。

記

- 1 届出年月日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

大規模小売店舗立地法第 8 条第 1 項（及び第 9 条第 1 項）  
の規定に基づく市町村の意見

愛知県知事殿

市町村長

年 月 日付 商流第 号の照会については、下記のとおり回答します。  
記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 2 意見の対象となる事項
    - (1 例) 法第 5 条第 1 項、第 6 条第 2 項及び附則第 5 条第 1 項の届出の意見項目
      - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
      - (2) 騒音の発生に係る事項
      - (3) 廃棄物に係る事項等
      - (4) その他の事項
    - (2 例) 法第 6 条第 1 項の届出の意見項目
      - (1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
      - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に係る事項
- (備考) この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

年 月 日

愛知県知事 あて

住所又は団体にあつてはその所在地  
氏名又は名称及び法人にあつては  
その代表者の氏名

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書を提出します。

なお、意見書の内容については、同法第8条第3項の規定により縦覧されることを了承します。

<意見書の記載及び提出について>

- 1 様式1枚目に意見書提出者の氏名等及び住所等をお書きください。
- 2 様式2枚目に大規模小売店舗を設置する者が「その周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項」についての意見を次ページにお書きください。  
「その周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項」は下記の項目に分類されます。
  - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
    - ア 駐車場の位置及び収容台数
    - イ 駐輪場の位置及び収容台数
    - ウ 駐車場の出入口の問題
    - エ その他周辺道路の渋滞問題
  - (2) 騒音の発生に係る事項
    - ア 騒音問題への一般的対策
    - イ 小売店舗の営業活動に伴う騒音への対策
    - ウ 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策
  - (3) 廃棄物に係る事項等
    - ア 廃棄物の保管施設の問題
    - イ その他廃棄物の管理等に関する問題
  - (4) その他の事項
- 3 意見書は、意見を述べようとする大規模小売店舗の新設又は変更の届出の公告から4か月以内とされていますので、提出期限にご注意ください。
- 4 意見書の提出先は、次のとおりです。

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課街づくりグループ

  - (1) 郵便 〒460-8501 (所在地記入不要)
  - (2) ファックス 052-954-6925
  - (3) 電子メール メールアドレス：shogyo@pref.aichi.lg.jp

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

[意見書番号 ]

(大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書)

提出者の氏名 (団体の場合は団体名及びその代表者氏名)	(縦覧に付されて、差し支えなければお書きください)
提出者の住所 (団体の場合はその所在地)	(縦覧に付されて、差し支えなければ町名までお書きください)

大規模小売店舗の名称	
大規模小売店舗の所在地	
意見の対象となる生活環境の保持のために配慮すべき事項 (前頁の項目の分類番号で記入してください)	
意見の内容 意見の理由を含めてお書きください	

[意見書番号 ]

様式第 1 4

第 号  
年 月 日

届出者 様

愛知県知事 印

大規模小売店舗立地法第 8 条第 4 項の規定による意見について（通知）  
下記の届出についての法第 8 条第 4 項の規定による本県の意見は、下記 4 のとおりです。

（意見ありの場合）

なお、この意見を踏まえ、検討の上、法第 8 条第 7 項の規定による手続きを行ってください。

記

- 1 届出年月日
- 2 店舗名称
- 3 店舗所在地
- 4 意見の内容

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 15

第 号  
年 月 日

届出者 様

愛知県知事 印

大規模小売店舗立地法第 9 条第 1 項の規定による勧告について（通知）

大規模小売店舗立地法第 8 条第 7 項の規定より 年 月 日付けで届出のあった下記 1 の大規模小売店舗に係る届出又は通知については、法第 9 条第 1 項の規定により下記 2 のとおり勧告します。

この勧告を踏まえて検討の上、立地法第 9 条第 4 項の規定による変更届を原則として 2 か月以内に行ってください。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 勧告の内容

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。